

岐阜県公報

第 百 七 十 六 号
令 和 三 年 二 月 九 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(私学振興・青少年課) 六五_{ページ}

告 示

○指定代理納付者の指定

(文化伝承課) 六六
(道路維持課) 六七

○道路の区域変更

規 則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(性的好奇心をそそるおそれがある衣服等)

第一条の二 条例第二条第九号ホ①の規則で定める衣服は、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きいものとする。

2 条例第二条第九号ホ②の規則で定める衣服は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校においてその児童又は生徒が着用する制服又は運動服として指定されたものとする。

3 条例第二条第九号ホ③の規則で定める文字、番号、記号その他の符号、映画、写真その他の映像又は絵画は、別表に掲げる文字又は前項の制服若しくは運動服若しくはこれらを着用する人の姿態を表す映画、写真その他の映像若しくは絵画とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(有害役務提供営業に係る従業者名簿の記載事項等)

第九条の二 条例第十九条の五の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名、生年月日及び住所

二 性別 三 採用年月日 四 退職年月日 五 従事する業務の内容 2 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を保存しておかなければならない。 付則の次に次の別表を加える。 別表（第一条の二関係） J C J K 十五歳 十六歳 十七歳 十八歳 高一 高二 高三 高校一年生 高校二年生 高校三年生 こども インターハイ ジャージ スクール スキール水着 スク水 セーラー服 ティーン テスト プルマ プレザイ ランドセル 乙女 女の子 開校 課外 学院 学園 学生 学生服 学年 学校 家庭科 教育実習生 教師 教室 現役 高校 高校生 校則 公立 黒板 在校生 参観日 児童 授業 授業参観 授業料 出席表 出席簿 少女 女子校生 女子高生 私立 新学期 新入生 生徒 制服 先生 全日制 卒業 体育祭 体操 体操服 担任 中学生 通学路 転校生 同級生 当校 登校 特待生 日直 入学 部員 部活 部活動 放課後 娘 優等生 備考 平仮名、片仮名、漢字、アラビア数字、ローマ字又は当て字を用いた表示によつて呼称が同一となるものを含む。 別記第三号様式表面中「㊟」を削る。 別記第四号様式中「もの」を「物」に改め、「世」を削る。 別記第五号様式中「もの」を「物」に改め、「世」を削る。 別記第七号様式中「㊟」を削る。 別記第十号様式裏面中「第9号」を「第10号」に、 「(5) 質 屋 (6) 古 物 商 (7) 貸金業者 (8) 使用済金属買取業者 (9) 第30条第1項に規定する営業を営む者 (10) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」 を			「(5) 有害役務提供営業を営む者 (6) 質 屋 (7) 古 物 商 (8) 貸金業者 (9) 使用済金属買取業者 (10) 第30条第1項に規定する営業を営む者 (11) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」 「4 第1項及び第2項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであつて、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。 「4 第1項及び第2項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであつて、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。 「4 第1項及び第2項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであつて、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。 5 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」 改める。 附 則 この規則は、令和三年四月一日から施行する。			岐阜県告示第五十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。 令和三年二月九日 岐阜県知事 古 田 肇 告示 指定代理納付者の名称 指定代理納付者に納付させる蔵入 株式会社OKBペイメントプラットフォーム 岐阜県美術館及び岐阜県現代陶芸美術館の観覧料 令和三年三月一日から令和五年十月三十一日まで		
---	--	--	--	--	--	---	--	--

愛知県名古屋市中村区
名駅三丁目二五番九号及び特別観覧料 岐阜県
博物館、岐阜関ヶ原古戦
場記念館及びぎふ木遊館
の入館料並びに岐阜県高
山陣屋の入場料

岐阜県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。なお、その関係図面は、令和三年二月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及
び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道		道の種類	
号百五十六		路線名	
同郡市 四六三〇番			

岐阜県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。なお、その関係図面は、令和三年二月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及
び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道						道路 種類	
二百五十 六号						路線 名	
同 郡 一八八一番 一八八							

令和三年二月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社